

## 建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく認定基準

### 第 1 適用範囲

本認定基準は稲城榎戸地区地区整備計画区域における、建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく特定行政庁の認定について適用する。

### 第 2 認定基準

「誘導容積型地区計画制度に係る、建築基準法第 68 条の 4 の規定の運用について」  
(平成 5 年・建設省住街発第 112 号) を指標とし下記による。

- (1) 土地区画整理法による、仮換地の指定がなされていること。
- (2) 一定の範囲において法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされていること。